

「カネミ油症被害者救済を求める東京集会」

～最高裁は口頭弁論を開いてください～

現在最高裁の判断を待っているカネミ油症新認定訴訟（平成 26 年（オ）第 1206 号、平成 26 年（受）第 1548 号：損害賠償請求上告・上告受理申立て事件：上告人兼申立人 古木武次 外 53 名、被上告人兼相手方 カネミ倉庫株式会社 外 2 名）は、1987 年に終了した旧訴訟の後にカネミ油症であると認定された被害者（新認定被害者）が、2008 年 5 月に加害企業であるカネミ倉庫株式会社らを被告として福岡地方裁判所小倉支部に提訴した事件です。

昭和 43 年、カネミ倉庫（株）は、ライスオイル製造の脱臭工程で熱媒体として使用した PCB（ダイオキシン類）が混入した食用油を販売し、知らずに購入し食べた人々が被害にあいました。

2013 年 3 月 21 日に言い渡された福岡地裁小倉支部の判決は、カネミ倉庫（株）の責任を全面的に認めながら、「原告らの請求は、いずれも民法 724 条後段の規定による除斥期間で権利が消滅している」として請求を棄却するという全面敗訴の判決でした。その後、福岡高等裁判所に控訴しましたが、わずか二回の弁論で終結し 2014 年 2 月 24 日またもや控訴棄却という不当判決がでました。

下級審ともに除斥期間による権利の消滅を援用し訴えを退けていますが、原告のほとんどは事件発生から 30 年以上経た後にカネミ油症と認定されており、認定前に裁判を起す事は事実上不可能でした。

あまりにも理不尽な判決です。

カネミ油症事件発生からすでに 50 年近くを経た今もなお被害は続いています。現行の診断基準に阻まれて認定されないままの被害者や、直接食していない二世や三世の被害も顕在化しています。このままでは、残された多くの被害者への救済の道も閉ざされることにつながります。

何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症被害者が加害企業から被害賠償を受けられないのは明らかに不公正であり、あまりにも正義に反します。

最高裁判所に全被害者救済のための公正な判断を求めます

長崎県五島市、福岡市、広島市他の被害者約 7 名が発言予定

日時：2015 年 6 月 4 日（木） 午後 2 時～4 時

場所：弁護士会館 5 階 502 号 A～D 室

東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」

B1-b 出口より直通 A1 出口より徒歩 2 分 C1 出口より徒歩 3 分

主催：カネミ油症新認定訴訟原告団・弁護士

共催：カネミ油症被害者支援センター（YSC）

連絡先：伊勢（YSC）電話：090-9321-8607